れらの基準のうちの一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると機構が認める場合は、これを硬直的に適用することとはしない」を「、Ⅰ－1－(2)ロ(ﾊ)及びⅠ－1－(2)ニ「また、これらの申込事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、上記①及び②の基準のうちの一部について、これらの期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると企業再生支援委員会が認める場合は、これを硬直的に適用することとはしない。」を同様に、Ⅰ－1－(3)ニ「支援決定」を「再生支援決定」に改め、Ⅰ－1－(4)ニ「貸付け」のカッコ「(社債の引受けを含む。以下同じ。)」を「出資」のカッコ「(債務の株式化を含む。以下同じ。)」を用いて「支援決定」を「再生支援決定」に、「３年」を「５年」に改め、「係る債権」のカッコ「(債務の保証の履行により取得する求償権を含む。)」を用いて、Ⅰ－1－(5)ニ「すべて」を「全て」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、Ⅰに次のように加える。

４．申込事業者が、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第１項各号に掲げる法人（以下「除外法人」という。）でないこと。

㈱　除外法人については、申込み時には除外法人でないものの、その後、短期間に除外法人となることが見込まれる法人（申込み時に一時的に除外法人でなくなったものの、その後、短期間に再び除外法人となることが見込まれる法人を含む。）については、機構が再生支援をすることができない。

Ⅱニ「すべて」を「全て」に改め、Ⅱ－3ニ「支援決定」を「再生支援決定」に改め、Ⅱ－4ニ「支援決定基準」を「再生支援決定基準」に改め、Ⅱ－5ニ「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

Ⅲニ「支援決定」を「再生支援決定」に改め、Ⅲ－2ニ「３年」を「５年」に改め、Ⅲの次に次のように加える。

Ⅳ．特定信託引受決定基準

機構は、次の１．から４．までの全てを満たす場合でなければ、特定信託引受決定をしてはならない。

１．申込事業者に対する貸付債権の額が最も多い金融機関等による当該事業者に対する事業の再生の支援の方針が、当該事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を十分に勘案したものであり、かつ、当該金融機関等にとって、事業の再生の支援を行う合理性があると認められること。

２．地域経済にとって有用な資源を有しており、それを有効に活用することができると見込まれること、主要な事業部門で利益を計上していること、スポンサー等から事業の再生に必要な投融資を受けることができると見込まれること、労働者の理解と協力が得られると見込まれることその他の申込事業者の事業の状況に照らし、当該事業者が経営の改善のための計画を作成した上で、特定信託引受決定が行われると見込まれる日から５年以内にその事業の再生を図ることができると見込まれること。

３．申込事業者が特定信託引受けの申込みをするに至った経緯に照らし、機構が当該特定信託引受けをしなければ、当該事業者の事業の再生を図ることが困難であると認められること。

４．申込事業者が、除外法人又は再生支援対象事業者でないこと。

㈱　除外法人については、申込み時には除外法人でないものの、その後、短期間に除外法人となることが見込まれる法人（申込み時に一時的に除外法人でなくなったものの、その後、短期間に再び除外法人となることが見込まれる法人を含む。）については、機構が特定信託引受けをすることができない。

Ⅴ．特定出資決定基準

機構は、次の１．から５．までの全てを満たす場合でなければ、特定出資決定をしてはならない。

１．特定出資の申込みをした金融機関等による貸付債権移転対象事業者に対する事業の再生の支援の方針が、当該事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を十分に勘案したものであり、かつ、当該金融機関等にとって、事業の再生の支援を行う合理性があると認められること。

２．地域経済にとって有用な資源を有しており、それを有効に活用することができると見込まれること、主要な事業部門で利益を計上していること、スポンサー等から事業の再生に必要な投融資を受けることができると見込まれること、労働者の理解と協力が得られると見込まれることその他の貸付債権移転対象事業者の事業の状況に照らし、当該貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成した上で、特定出資決定が行われると見込まれる日から５年以内にその事業の再生を図ることができると見込まれること。

３．金融機関等及び当該金融機関等に係る株式会社が特定出資の申込みをするに至った経緯に照らし、機構が当該特定出資をしなければ、当該株式会社が出資又は資金の貸付けを受けることが困難であると認められること。

４．貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成し、かつ、当該計画を達成することができると見込まれるとき、又は貸付債権移転対象事業者の経営が改善したと認められるときは、当該貸付債権移転対象事業者に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対する貸付債権を当該特定出資の申込みをした株式会社に移転する金融機関等が資金の貸付けを行うことが見込まれること。

５．特定出資の申込みをした株式会社の人的体制に照らし、当該株式会社が行う貸付債権移転対象事業者に対する資金の貸付けを、当該貸付債権移転対象事業者に対する貸付債権を当該株式会社に移転した金融機関等が４．に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限ることその他の当該株式会社の業務の適切な運営を確保することができると見込まれること。

Ⅵ．特定専門家派遣決定基準

機構は、次の１．及び２．のいずれも満たす場合でなければ、特定専門家派遣決定をしてはならない。

１．特定専門家派遣の申込みに係る理由書の内容に照らし、機構が特定専門家派遣をすることにより、当該申込みをした者が、事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を円滑に実施することができると見込まれること。

２．特定専門家派遣の申込みをした者の業務の実施体制に照らし、機構が特定専門家派遣をすることが必要であると認められること。

Ⅶ．特定経営管理決定基準

機構は、次の１．から４．までの全てを満たす場合でなければ、特定経営管理決定をしてはならない。

１．地域の経済金融情勢等に照らし、機構が特定経営管理をしなければ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な数の投資事業有限責任組合が設立されないと見込まれる地域が存在することその他の機構が特定経営管理をする必要があると認められる事情があること。

２．特定経営管理に係る株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合に対する民間事業者による出資の額の見込みに照らし、機構が行おうとする当該株式会社に対する出資の額が、当該投資事業有限責任組合の設立及びその業務の適切な運営のために必要かつ最小限のものであること。

３．特定経営管理に係る株式会社に対し、民間事業者から地域経済の活性化に資する資金供給に関する専門的な知識及び経験を有する者が職員として派遣される見込みがあることその他の当該株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合の業務の適切な運営を確保するために必要な人的体制が整備される見込みがあること。

４．機構の財務の状況に照らし、機構が特定経営管理をしたとしても、当該特定経営管理以外の機構の業務の適切な運営に支障を来すおそれがないと認められること。